イ　建設会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設会社

⑯　共同企業体による場合については、次のとおりとすること。

ア　⑴から⑻に規定する者２者又は３者を構成員とすること。この場合、同一の者が２以上の共同企業体の構成員となることは認めない。

イ　出資比率は、すべての構成員が、２者の共同企業体の場合は30％以上、３者の共同企業体の場合は20％以上であること。

ウ　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

エ　共同企業体の有効期間は、確認の日から当該工事完成の日までとする。ただし、落札者以外のものにあっては当該工事の契約が締結された日までとする。

オ　共同企業体の名称は、「○○・○○建設工事共同企業体」とすること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する事項　この工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。なお、評価に当たっては、その内容をヒアリングする。

ア　加算点　配置予定技術者の能力及び技術提案に基づく事項について評価する。

イ　施工体制評価点　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　２に示す競争参加資格を満たし、標準案の施工に伴う要求要件を満たした入札参加者には標準点100点を与える。

イ　加算点　加算点は、３⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ　施工体制評価点　施工体制評価点は、３⑴イに示す評価項目について、最大30点を与える。

エ　価格及び提案に係わる総合評価は、ア、イ及びウにより得られる標準点、加算点と施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施　施工体制等のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求める。

⑷　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、価格及び３⑴に示す評価項目により入札し、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する者のうち、３⑵エによって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㋐から㋒までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　技術提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、最低価格を提示した者を落札者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。実際の施工に際しては、施工計画書等の資料に記載した施工方法やヒアリング時の内容と同等以上の施工体制を確保し、技術提案内容を満たす施工を行うものとする。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、施工計画書等の資料に記載した施工方法やヒアリング時の内容と同等以上の施工体制を確保し、技術提案内容を満たす施工を行うものとする。請負者の責により技術提案の内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額及び工事成績評点の減点を行う。

４　技術提案に関する事項

⑴　この工事では、鉄筋コンクリート構造物の解体の安全の向上、列車運行に対する安全の向上、施工中の浸水対策及び施工中の旅客動線確保に関する技術提案を受け付ける。

⑵　技術提案に当たっては、標準案の施工における要求要件を満たした適切な施工計画を計画し、その具体的な提案について「技術提案総括表」「技術提案内訳書」に記載すること。（入札説明書参照。）

５　入札手続等

⑴　担当部課　〒110―8614 東京都台東区東上野三丁目19番６号　東京地下鉄株式会社　改良建設部　改良建設企画課　電話03―3837―7109

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成24年６月１日（金）から平成24年７月９日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで（11時30分から13時00分までを除く。）　〒103―0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11番９号　メトロ開発㈱技術部技術管理課　電話03―5847―7807　交付に当たっては、実費を徴収する。

⑶　一般競争参加資格審査申請書（共同企業体の場合は、一般競争参加資格審査申請書、競争参加資格確認申請書（共同企業体）、建設工事共同企業体協定書及び委任状）（以下「申請書」という。）、一般競争参加資格を確認するための資料（以下「一般競争参加資格確認資料」という。）、技術提案を確認するための資料（以下「技術提案書」という。）及び施工体制を確認するための資料（以下「施工体制確認資料」という。）の提出期間、場所及び方法　平成24年６月４日（月）から平成24年７月９日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、10時00分から17時30分まで（12時00分から14時00分までを除く。）３⑴の場所に持参すること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　平成24年９月６日（木）16時00分　本社12階特別会議室　持参又は郵送すること（ただし、郵便による入札書の受領期限は平成24年９月６日（木）９時20分（必着）５⑴へ郵送すること。）。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除。

イ　契約保証金　納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほか、申請書の差し替えは認めない。

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　契約書作成の要否　要。

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑼　関連情報を入手するための窓口　５⑴に同じ。

⑽　取引先資格の登録を受けていない者の参加　２⑺に掲げる取引先資格の登録を受けていない者も５⑴により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格と同等の資格を有することの確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑾　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、会社に提案することができる。提案が適性と認められた場合には、設計図書の変更及び請負代金額の変更を行う。詳細は、請負工事に対する注意事項による。

⑿　詳細は入札説明書による。